# 令和5年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 15時00分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 13名

職名	議席 番号	氏 名	職名	議席 番号	氏 名
会 長	4番	脇田 峰生	委 員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委 員	8番	窪田 良二
委 員	1番	河本 アツミ	委 員	9番	鮫島 貞人
委 員	2番	鮫島 繁樹	委 員	10番	深田 広文
委 員	3番	日髙 仙三	委 員	12番	日笠山 昭代
委 員	5番	中村 逸夫	委 員	13番	古田 新一
委 員	6番	山下 正			

- 4. 欠席委員 0名
- 5.議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 報告第8号 合意解約等について
  - 第 3 議案第37号 農地法第5条の規定による許可について
  - 第 4 議案第38号 非農地証明について
  - 第 5 議案第39号 あっせんについて
  - 第 6 議案第40号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
  - 第 7 議案第41号 西之表市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に 関する指針」の修正について
  - 第 6 議案第42号 西之表市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う意見の聴取について

### 〇事務局

皆さん、こんにちは。

定刻、定足数に達しておりますので、これから令和5年8月西之表市農業委員会 定例総会を開会します。

なお会議中は、携帯電話は電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いしま す。また退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願 いします。

それでは、開会に当たり会長に御挨拶いただきそのあと、議事進行をお願いします。

### 〇会長

皆さん、こんにちは。

令和5年8月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員の皆様には、出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新体制になってから、初めての定例総会となります。これから3年間、よろしく お願いします。

さて、米刈りもほぼ終了したのではないかと思います。8月初めに台風6号が種子島に接近しまして、農作物、施設に被害があったようです。

作物の被害面積は、サトウキビが2%、ガジュツで2%、ニガウリが10%、オクラが5%、レザーリーフファンが2%ありました。金額的には、サトウキビの面積が広いということで、2,000万円ほどの被害が出ているようでございます。

施設の被害は、パッションフルーツのビニールハウスで棚等が傾いたようですけれども、金額の計上は無かったという報告を受けております。

また、現在、委員の皆様におかれましては、利用状況調査で、農地を見て回っていただいていることと思います。本当に今年は暑いです。熱中症にならないように、十分、水分補給をしてやっていただきたいと思います。また、新型コロナも、一時期120人ということがありましたけれども、その頃からすると少なくなったようですが、種子島としましては依然として、まだ多いようでございます。

また、昨日は市の畜産共進会がありました。個人情報ですので、名前は伏せますけれども、非常に優秀な成績をとられた方もいました。9月6日開催の熊毛郡の大会に向けて頑張っていただきたいと思います。

簡単ですけれども、開会の挨拶とさせていただきます。また議事運営がスムーズ に終わりますように、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

#### 〇議長

それでは本日の会議を開催します。日程は配付している議事日程のとおりです。 まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の 指名を行います。

8番 窪田委員、9番 鮫島貞人委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第8号「合意解約等について」事務局、報告をお願い いたします。

### 〇事務局

日程第2、報告第8号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ペー

ジです。今月の合意解約は1番の1件で、台帳現況地目畑が1筆の4,741平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### 〇議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第37号「農地法第5条の規定による許可について」 を議題とします。議案説明をお願いします。

### 〇事務局

日程第3、議案第37号、「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

1番です。下西校区、池野地区です。台帳地目田、現況地目畑の1筆で、面積6 14平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人は、建設業を営んでおり、申請地に島外の協力会社の宿泊施設を整備したいとのことです。

農地区分につきましては、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共 投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその 他農地に該当すると思われます。

周辺は、宅地、山林、市道があるものの、土地利用計画書、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等の排水は、市道の側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金 力があると認められることから、転用は確実に行われると思われます。

以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましては、10日に合同 現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

### 〇1番委員

1番です。農地法第5条の規定による許可について、整理番号1について説明します。

8月10日、調査委員2名、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会人2名 の立会いのもと現地調査を行いました。

現地は、下西校区池野地区の申請人の会社の前の道路の向かい側です。地目は田で、現況は畑となっています。

申請地に、当該協力業者のための宿泊施設を整備したいとのことでした。

少し高台になっていますので、フェンスを設置予定で、土砂流出防止の対策もきちんとしますということでした。

また、生活排水はすぐ前を道路が通っていますので、側溝に流すということでした。

事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、許可相当と考えます。以上です。

### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの 補足説明がありましたらお願いします。整理番号1番について11番委員どうでし ょうか?

### 〇11番委員

11番です。調査委員長の報告どおり、特に問題はないと思います。以上です。

### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から、補足説明がありました。皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

### (挙手無し)

# 〇議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第37号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

### 〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第38号「非農地証明について」を議題とします。 議案の説明をお願いします。

#### 〇事務局

日程第4、議案第38号「非農地証明について」を説明します。資料は3ページになります。

1番です。榕城校区上之原町地区です。台帳地目は、田、畑ですが、昭和45年から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

続きまして、2番です。榕城校区本立地区です。台帳地目は田ですが、昭和55年から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

続きまして、3番です。安城校区上之町地区です。台帳地目は田ですが、平成20年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましても、10日に合同 現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

### 〇1番委員

1番です。非農地証明について、整理番号1について報告します。

8月10日、調査委員2名、事務局2名、立会人は事情がありまして、立会人無しで、担当委員、担当推進委員立会いのもと、現地調査を実施しました。

まず、1筆目ですが、榕城校区上之原町地区です。道も無く人の畑を通って、山の中を歩いてようやくたどり着くところで、昭和45年から耕作していないということで、山林になっていました。農地への再生は不可能であるとの意見の一致でした。

あとの5筆は、萬徳寺近くで、ここも昭和45年から、昭和45年から作っていないということで、山林竹山になっていました。こちらも道も無く、農地への再生は不可能であるとの意見の一致で、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号2について報告します。現地は、榕城校区の本立地区です。ここの申請地も道もなく、隣にシイタケを作っている人が作った道を歩いて降りていった山の中でした。昭和55年から耕作しておらず、原野になっていました。道も無く、農地への再生は不可能であるという意見の一致で、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号3について報告します。現地は、安城上之町で県道沿いにありました。ここには立会人がついていました。ここは、1枚の畑が3筆からなっており、3つは平成28年に非農地通知を出していて、申請地の87平米だけがそのままになっていたのだそうです。もう何年も作られておらず、原野になっており、ここだけ田として残しても、利用価値がないということで、現況原野で、許可相当と考えます。

以上です。

### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。

この件につきまして担当委員からの補足説明があったらお願いします。

整理番号1番2番については、私の担当ですので報告します。

#### 〇4番委員

4番です。調査委員長の言われたとおりです。

整理番号1は、道路から遥かかなたで、現地に行く道も無いようなところで、写真で見てのとおり再生出来るような土地ではありませんでした。

整理番号2は、写真では竹山の向こうに見えるところですが、これも道路からもうはるかかなたにあるところで、見た目はそんなにないように見えますけれども、このあたりから、狭い道をずっと歩いて行ったところで、多分昔は馬に負わせて上がってきたのではないかと思います。調査委員長の言われたとおり、田んぼに復元というのはとても難しいところでした。以上です。

# 〇議長

整理番号3番をお願いします。

#### 〇7番委員

7番です。8月10日現地調査を、調査委員の方と私と、それから推進委員の方と立会人で調査いたしました。面積自体が87平米ということで、それだけのものを、田んぼとして復活しても何も、利用価値できるような状況ではないし、手が入

っても難しいということで、もう原野として問題ないところでしたので、よろしくお願いします。

# 〇議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から補足の説明がありました。この件につきまして皆さんから 何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

### 〇事務局

すみません。この非農地証明について事務局から補足をさせてもらいます。

整理番号1、2につきましては、島外の方の申請でした。それで、現地調査の日が、8月10日、台風通過後の現地調査になりました。こちらのほうは全然動ける状態でしたけれども、当日朝一便の高速船が2時間以上遅れるなどで、どうしても現地調査に間に合わない状況でした。事前に事務局で、現地の確認は終わっていましたので、「立会人無しで進めていいか」ということを会長に事情を説明したところ、「今回は致し方ない」ということで、立会人不在での現地調査となったところです。

本来、立会人が現地に来ていただいて説明してもらうのが通常であります。ただし、今回は、行きたくても行けない状況でありましたので、そのような判断をとりました。御理解いただきたいと思います。

以上です。

# 〇議長

今、議事務局から説明がありました。立会人も来ていないということでありますけれども、この状況を加味しまして何か質疑がありましたら、挙手でお願いいたします。

# (挙手無し)

#### 〇議長

無いようですので、これから議案第38号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

### 〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第39号「あっせんについて」を議題とします。事 務局、説明をお願いします。

#### 〇事務局

日程第5、議案第39号「あっせんについて」を説明します。資料は4ページです。

番号1です。「貸したい」の申出です。場所は住吉校区里之町地区です。賃料は標準額を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、6番、山下正委員と10番、深田広文委員にお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。このあっせんの件について何か皆さんから意見がありましたら挙手でお願いします。

### 〇10番委員

10番です。今のあっせんの件で、この現場を先日確認しに行ったのですけれど、この所有者が、過去に園芸をしていて、畑の周辺に園芸の資材関係がいっぱいありました。1トンのタンクが3つ4つ、畑の土手に転んでいます。そういう物の処分等をお願いしないとなんですが、本人は高齢で、できる状況ではないです。

その資材等の処分、片づけを出来ないと、なかなか借手も出てこないのではないかと推測されます。その辺の相談の仕方というか、何か方法はないかと思っているのですけど、いかがなものでしょうか。

#### 〇議長

はい、非常に貴重な意見ですけれども、園芸農作物をする場合は、検査があって、そういうものがあったら許可が出ません。賃借料は標準額ということですけれども、この片づけ等に賃借料の倍も3倍もかかったりするということもありますので、この辺はどうしたものでしょうか?これ事務局何か方法があるものでしょうか?

# 〇事務局

はい。まず所有者に確認をしまして、それを処分するか、そのままかを確認してから、あっせん委員の方には、おつなぎしたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### 〇議長

ということです。あっせん委員の方、しばらく待っていただきたいと思います。 貸し人本人が片付け料を出してもらうのであればいいのですけれども、賃借料の 中に片づけの料金を入れるか、そういうところまで決めてから、あっせんをして いただければと思います。それでよろしいでしょうか。はい。

# ほかに。 **(挙手無し)**

#### 〇議長

無いようですので、あっせん委員になられた方、よろしくお願いします。 続きまして、日程第6、議案第40号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。説明をお願いします。

#### 〇事務局

日程第6、議案第40号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明 します。

中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。 5 ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間、

地目畑、面積8,058平米、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、地目畑、面積84,033平米、利用権の設定をする者19人、受ける者1人です。

内訳につきましては、6ページを、詳細につきましては、7ページから32ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明します。 資料は33ページです。

1段目です。期間が令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間、 地目畑、面積8,058平米。利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

続きまして、2段目です。期間が令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、地目畑、面積、84,033平米、利用権の設定をする者1人、受ける者13人です。

内訳につきましては、34ページを詳細につきましては、35ページから54ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

# 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。この中間管理事業の分は、担当委員からの報告はありません。

この件で、皆さんの中から何か質問がありましたら、挙手でお願いします。

#### (挙手無し)

#### 〇議長

無いようですので、これから議案第40号「農用地利用集積計画策定に係る意見 について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

### 〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、程第7、議案第41号「西之表市農業委員会『農地等の利用の最適 化の推進に関する指針』の修正について」を議題とします。議案の説明をお願いし ます。

#### 〇事務局

はい。それでは、議案第41号「西之表市農業委員会『農地等の利用の最適化の 推進に関する指針』の修正について」説明いたします。資料は別添の1です。

まず1ページ目です。第1として、基本的な考え方ということで、いろいろ書いていますが、まとめますと、農業委員会等に関する法律が、今から7年前の平成28年に改正法が施行されています。

その中で、農地等の利用の最適化の推進が、最重要と位置づけられました。地域の強みを生かしながら、活力ある農業農村を築くために、担い手への農地利用の集

積・集約化、遊休農地の発生防止解消、あと新規参入の促進の3つについて数値目標と、その目標達成に向けての具体的な推進方法を、指針に定めることとなっています。

また、この指針は長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すもので、農業委員及び推進委員の改選期である、3年ごとに検証見直しを行うとなっていることで今回議案として上げました。

続きまして2ページを御覧ください。具体的な目標推進方法、評価方法です。

(1)の表が、担い手への農地の集積目標です。現状を令和5年3月の数値に変更しております。目標の集積率は、西之表市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における目標値です。

その下、担い手の育成確保です。総農家数の現状は、直近の農林業センサスの数値で、目標値は、農林業センサスを参考に西之表市人口ビジョンの独自の推計値です。担い手は、市農林水産課の目標値です。

- (2) の1ですが、これは「人・農地プラン」が法定化され、「地域計画」を作成しなければならないことから、追加をしたところです。
- 3ページを御覧ください。「遊休農地の発生防止解消」についてです。現状を、 令和5年3月の数値に変更しております。目標は、遊休農地が0ヘクタールとして いることから、3年後の目標は、割合で算出しております。

4ページを御覧ください。 新規参入の促進についてです。これも、現状を、令和 5 年 3 月の数値に変更しています。個人は、年に 2 人の 1 人当たり 5 反、法人も年に 2 法人の 1 法人当たり 5 反で算出しています。

続きまして5ページを御覧ください。第3を追加しております。これは「地域計画」の作成後の農業委員会の役割を示しているものです。ただ現在本市ではまだ「地域計画」を作成されていませんが、令和7年3月までに作成しなければならないとなっています。以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから漠然とした説明がありましたけれども、なかなかか と思いますけれども、何か、ここを聞いておきたいというところがありましたら、 挙手でお願いします。

#### (挙手無し)

### 〇議長

無いようですので、これから、議案第41号「西之表市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の修正について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ということですので、原案のとおり承認することに決定します。

今、事務局からありましたように、農林水産課と農業委員会とで、5年後10年後に向けての目標地図をこれから3年かけて作っていきます。校区回りで皆さんに集まってもらうことになりますので、そのときはよろしくお願いします。

続きまして、日程第8、議案第42号「西之表市『農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想』の見直しに伴う意見の聴取について」を議題とします。

### (農林水産課職員入室)

### 〇議長

農林水産課が見えておりますので、説明よろしくお願いいたします。早速でお願いします。

# 〇農林水産課

お疲れさまです。農林水産課の松元です。

資料のほうは、事前に送付をしている別添資料のほうを御覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、その目標や推進方策等に関する方向性を明確にするとともに、今後の農業経営基盤強化に向けた指標となるものです。通常、基本構想の見直しにつきましては、農業経営基盤強化促進法施行令により、県基本方針に準じて、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとなっており、令和3年12月に前回の見直しを行っております。

今回の見直しにつきましては、改正農業経営基盤強化促進法の施行を、こちらが 令和5年4月1日施行となっておりますが、これに伴い、地域計画策定に関する事 項の追加や、認定農業者及び認定新規就農者を中心とした農業を担う者の確保、育 成の考え方等の追加を行うため、臨時的に見直しを行うものであります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づき、本年9月までに市基本構想の見直しを完了し、公告まで行う必要があります。 見直しに当たっては、基盤法の施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の意見を聴取する必要があることから、本日皆様の御意見をお伺いするものです。

今回、主な見直しをした所を御説明いたします。

まず、大きく2点あります。資料のほうが18ページになります。

第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで、第2は、認定農業者、第2の2は、認定新規就農者の営農類型等が記載されているところですが、これらを農業を担う者として、その確保、育成の考え方等を19ページにかけて追記しております。

続いて、2点目です。資料28ページになります。

4、第18条第1項の協議の場の設置の方法。

第19条第1項に規定する地域計画の各区域の基準、その他、第4条第3項第1 号に掲げる事業に関する事項ということで、こちらのほうが、地域計画策定に関する事項ということで追記をしているところです。

地域計画につきましては、農業者や地域の皆さんの話合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図ということになりますが、簡単に申し上げますと、これまで、皆様の地域でもつくられている「人・農地プラン」、こちらに目標地図というものを加えたものになります。

本市におきましては、令和3年3月に、市内28地区の「人・農地プラン」を実質化したところです。

このプランをもとに、来年度、令和6年度末までに、地域計画の策定が、この法

改正によって必要となりました。

今後、策定に向けて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の御協力のほうをよろしくお願いいたします。

その他の変更につきましては軽微な文言修正等となっております。

なお、認定農業者及び認定新規就農者の所得目標、後、営農類型ごとの経営指標、担い手の農地集積面積の目標等は、おおむね5年ごとに見直すこととなっているため、今回、見直しは行わず、令和8年度に見直すこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の見直しに当たりましては、熊毛支庁農政普及課、市役所内部の政策調整会議、経営会議での審議を経て、パブリックコメント制度を活用し、7月26日から昨日8月24日まで、市民の意見を募集したところですが、意見はございませんでした。

以上で議案説明を終わります。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま非常に丁寧な説明がありまして、なかなか理解が出来ないところかと思います。何か疑問に感じているところ等がありましたら、挙手でお願いします。

# 〇〇 推進委員

今説明してもらいましたが、もうちょっと簡単に言えばどういうことですか?

# 〇農林水産課

簡単に申し上げますと、法改正に基づき、記載すべき必要がある事項を、国の記載例をもとに、市の内情とあわせて追記したというところになります。

### OO 推進委員

すいません。それで我々は何をどういうふうなにしていけばいいのですか?

#### 〇農林水産課

まず、18ページから19ページにかけての部分が、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで、これまでの認定農業者や認定新規就農者の経営目標指標の記載はあったのですけれども、そのほかの加工とか育成の考え方というのを、記載しなさいと法律でうたわれましたので、こちら記載例をもとに、この第3というところで追記をしております。

で、28ページにつきましても、これまでの「人・農地プラン」というのは、法律には位置づけられておりませんでしたが、今回「地域計画」が法律で定められましたので、内容を記載しなさいと、つまり、法律のほうで定めたので、ちゃんとやり方を書きなさい、明記しなさいということで、やり方を追記したところであります。

#### 〇議長

はい。ということです。

活動していくことによって分かってくることがいっぱいあるかと思います。 それでは、採決をします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

### (全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致でございますので、原案のとおり承認することに決定しました。農林水産課の職員の皆様、ありがとうございました。

# (農林水産課職員退室)

U	讓	佞

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

会	長	 印
0 F	<i>1</i> . D	
8 番	安 貝	印
9 番	委 昌	EΠ